

IAATO船舶行動規範

第1条：指針

1. 南極条約体制 (Antarctic Treaty System: ATS) および各国の所轄官庁 (National Competent Authorities: NCA) を含む、国際的、国内的に適用されるすべての法律および政策上の要件を遵守します。
2. 安全で環境に配慮した南極への民間旅行の実施を推奨および促進するIAATOの使命を支持します。
3. すべての南極訪問者 (IAATOまたはその他) に対して尊厳と敬意をもって接すると同時に、高い水準の専門的かつ倫理的な行動を実践し、相違点を解決するために協力します。
4. IAATOの会員は、経験や教訓を共有するために協力的に行動します。
5. 繊細な南極の環境を守りながら、安全な職場を提供します。
6. 強力な教育プログラムのある航海を拡大し、また、南極訪問の意義を充実させ、向上させるために南極大使が特に重要なことを強調します。

第2条：

第1部：一般的な規範

1. IAATO船舶行動規範は、既存の海上安全に関する規範、またはOperators IEEに含まれる場合のある規範に取って代わるものではありません。
2. すべてのMARPOL条約、SOLAS条約、STCW条約 (改正)、および安全に関するすべての南極条約体制の決定、措置、決議、その他の規則や規制に従う必要があります。
 - a. 可能な場合、SOLAS条約やMARPOL条約に従うIAATO船舶以外の船舶も、MARPOL条約、SOLAS条約、STCW条約に従い、行動してください。
3. すべての改正STCW条約、および訓練に関するすべての南極条約体制の決定、措置、決議、その他の規則や規制に従う必要があります。
4. すべてのMARPOL条約、南極条約体制の決定、措置、決議、その他の規則や規制、廃棄物管理に関するIAATO声明に従う必要があります。
5. すべての関係者は、現在および将来の世代の需要や希望を満たす健全で持続可能な旅行を実現するために、自然環境を保護するものとします。
6. IAATOの会員は、同一海域にいる他の船舶とその運航に配慮してください。
7. 船舶の航行中も、船舶の騒音や活動が他の船舶や野生動物に影響を与えないようにしてください。これには、特別な配慮や位置の把握が必要な場合があります。
 - a. これにより、他の船舶や野生動物 (海洋ほ乳類など) の邪魔にならないよう、活動計画を変更したりキャンセルしたりする場合があります。
 - b. 船舶や野生動物のいる場所では、屋外放送システムを使用する前に十分に考慮してください。
 - c. 野生生物が動揺している兆候が少しでも見られたら、活動を停止してください。動揺の兆候については、「IAATO Wildlife Protocols (IAATOの野生生物に関する手続き)」をご覧ください。

第2部: 具体的な規範

1. 「IAATO Ship Scheduler Booking Guidelines(IAATO船舶スケジューラ予約手順)」に従う必要があります。
2. 見張りを担当する航海士は、近くにいる他の船舶や、船舶の活動が重なる可能性に注意してください。
 - a. 確信が持てない場合は、必ず船舶間で無線通信を行ってください。
3. 狭い海峡(ペルティエ海峡、エレラ海峡、ルメール海峡など)を通過する場合、セキュリテ呼び出しをチャンネル16で送信する必要があります。
4. 船舶が狭い海峡で活動している場合(カヤック、スキューバダイビング、潜水艇など)、活動中の船舶はセキュリテ呼び出しを聞き次第、直ちにチャンネル16で応答し、海峡に入ってくる船舶に航行上の危険やリスクの可能性を通知してください。
5. 他の船舶が近くにおいて活動をしている場合は、船の航跡に注意してください。活動中の船舶のそばを通過する場合は、必ず自船の意思を伝え、どのような活動中であるかを問い合わせてください。
 - a. 航跡、騒音、揺れを発生させたり、接近したりするなどの妨害行為は避けてください。
 - b. 特に水面上にゾディアックボートや小型ボートがあったり、カヤッカーがいたりする場合は、船の航跡によってカヤックを楽しむだけでなく、事故を起こす危険もあるため注意してください。
 - c. 特に潜水活動には注意してください。潜水艇の活動中は、船舶や小型ボートは潜水艇の近くを通過しないようにしてください。「IAATO Submersible Operational Protocols (IAATO潜水艇運航手続き)」をご覧ください。
6. 狭い海峡で活動する船舶は、他の船舶が安全に通過できる航路を確保してください。
7. 他の船舶が野生動物を観察している可能性のある海域にいる場合、または自船で野生動物を観察する場合は、周辺の船舶と調整を行ってください。
 - a. 近くの船舶の操舵室に電話し、自船が近くにいること、その海域にどれくらい滞在する可能性があるかなどを説明します。
 - i. 計画に合意します - 他の船舶と一緒に行動するか、または、どのように互いを避けるかなど。
 - ii. 他の船舶と野生動物を観察する場合は協力し、「IAATO Wildlife Watching Guidelines(IAATO野生動物観察ガイドライン)」に従うことが重要です。
8. 各船舶は上陸地点への各訪問の間に、推奨される30~60分の間隔(「緩衝」時間)をおくよう協力してください。
 - a. 他の船舶が地点に早く到着した場合、停泊中であるか否かにかかわらず、操舵手とELが必ず連絡を取り、計画を調整してください。
9. 必要に応じて、活動を可能な範囲の「体験」機会(クルージング、小型ボートクルージング、カヤック、上陸など)に広げ、最も訪問者の多い上陸地点の利用を減らしてください。
10. 訪問者の活動は、原生的な自然や自然遺産の生態系と生物多様性を保護し、保護対象の野生動物を保全し、教育的な体験を提供するよう設計、計画してください。
11. IAATOの活動は、考古学的、文化的遺産に敬意を払いながら行う必要があります。
12. ヘリコプターの運航は、ATCM決議、電子版の南極飛行情報マニュアル(AFIM)、「Wildlife Awareness Manual(WAM) (野生動物啓発マニュアル)」、「IAATO Helicopter Etiquette (IAATOヘリコプターエチケット)」に準拠して行ってください。
 - a. ヘリコプターの運航業者は、機体を見られたり音を聞かれたりしないよう努めます。
 - b. ヘリコプターの運航に関して、船舶やステーションとの間で必ず、調整および通信を行ってください。
 - i. 適切な手続きに従って、コンタクトの承認がなされるまで、ヘリコプターの運航を開始しないでください。
 - ii. 伝達済みの計画から逸脱しないでください。
 - c. ヘリコプターの運航業者は船舶スケジューラを認識し、既知の予約が行われている場所から5海里内で運航を開始しないものとします。
 - i. 予約された場所で活動を行っている船舶の5海里以内での運航は許可されていないことに留意し、近接している(5海里以内)の通過船舶すべてに飛行計画を通知してください。
 - d. すべてのヘリコプターはトランスポンダをオンにして、TCASを作動させる必要があります。
 - i. すべてのIAATO運航業者のヘリコプターはCOMNAPのアセットトラッキングシステム(CATS)に登録し、参加してください。
13. 船舶、ヨット共に、常にAISとチャンネル16が機能していることを確認してください。AISに航行情報を毎回入力することを忘れないでください。
14. IAATOの船舶追跡システムRedPortは、SOLAS条約に従うすべての船舶で使用する必要があります。
15. 無線通信について配慮してください。多くの船舶が同じUHF/VHFチャンネルを使用しています。可能であれば、各船舶間で合意して通信が重なる時間帯はチャンネルを変更し、誤った伝達が発生するのを避けてください。
16. 南極を訪れるのはIAATOの会員だけではありません。IAATOの会員はIAATOの船舶スケジューラで予約を行い、スケジュールが重ならないようにしていますが、IAATO以外の会員は船舶スケジューラにアクセスすることができません。IAATOの船舶は効率的な船舶スケジュールの管理に努めていますが、やむを得ない事情により他の船舶が停泊している可能性もあります。
17. 長さ50mまたは300GTを超えるIAATOのSOLAS条約に従う船舶やヨットは、船舶スケジューラプラットフォームを利用し、活動を調整してください。

第3条：コミュニケーション

1. **コミュニケーションは重要です。**南極環境下で働くすべての関係者の間には、相互尊重、良好なコミュニケーション、配慮が常に必要です。旅行スタッフ、航海士、その他の乗組員が、船内および他の船舶との間の両方で有効なコミュニケーションを図ることは、安全や環境への配慮の点から欠かせません。
2. 各船舶は、氷や天候の状況、予期せぬ潮流や風についてコミュニケーションを図ってください。情報を共有することで安全性が高まります。
3. 船舶は野生動物の大量死現象やクレバスについて、事務局だけでなく、船団にも直ちに連絡してください。
4. 疑問がある場合は、無線で連絡をしてください。
5. 南極条約体制やIAATOのガイドラインに従っていない訪問者に遭遇した場合は、適切な手順で対応を報告してください。
6. 大型船とヨットのコミュニケーションは、船舶の操舵室にいるELまたは航海士とヨットの船長が、VHFチャンネル16で友好的な対話によって行うのが最善です。

第4条：船舶およびヨットに限定される行為

1. 世界的な規範に従い、船舶の停泊地となる場所にヨットが先に停泊している場合、ヨットは船舶の停泊のために移動する必要はありません。
2. セーリングヨットは多くの場合、停泊時に陸岸にロープを張ります。停泊中のヨットの近くで小型ボートを操縦する場合は、停泊ロープを避けるよう注意してください。
3. 船舶の停泊のためにヨットが移動する場合、自発的に行うものであることを忘れないでください。
 - a. ヨットが船舶に場所を譲るために移動する協定が結ばれている場合、ヨットの停泊は船舶と異なり、通常完全なシステム停止を伴うため、航海士は移動の準備に時間がかかる可能性があることを認識してください。